

定期報告書

記入例

岡山県知事

畜舎所在地が所有者住所と異なる場合は畜舎の所在地を記入

令和 年 月 日

郵便番号 000 - 0000

住所 岡山県〇〇市〇〇町〇〇番地

個人の場合はご自分の名前を記入

農場名 [法人の場合は、その名称
株式会社 岡山牧場]

電子メールアドレス :

電話番号 :

ファクシミリ番号 :

番号 :

家畜伝染病予防法第12条の4第1項の規定により、以下のとおり報告します。

個人の場合はご自分の名前を記入

1. 基本情報

家畜の所有者の氏名又は名称	株式会社 岡山牧場 代表取締役 高梁 次郎		
家畜の所有者の住所	郵便番号	-	
家畜の所有者の連絡先	電話番号 : 携帯番号 : ファクシミリ番号 : 電子メールアドレス :	所有者と管理者及び飼養衛生管理者が同じ場合は 同上 と記入	
飼養衛生管理者の氏名			
飼養衛生管理者の住所	郵便番号	-	
飼養衛生管理者の連絡先	電話番号 : 携帯番号 : ファクシミリ番号 : 電子メールアドレス :	所有者と管理者及び飼養衛生管理者(農場の衛生管理責任者)が異なる場合に記載してください。	
飼養衛生管理者が管理する衛生管理区域の住所	郵便番号	-	
家畜の種類及び頭羽数	別紙に記入をお願いします		
畜舎等の数	畜舎	心卵舎	

- 注意
- 1 本報告書は、農場ごとに、家畜の所有者（所有者以外に飼養衛生管理者がある場合、もしくは家畜伝染病予防法第3条の管理者がある場合は、当該飼養衛生管理者もしくは管理者）が作成し、提出すること。また、報告書には2月1日時点のものを記載すること。
 - 2 家畜の所有者は、「家畜の所有者の氏名」欄、「家畜の所有者の住所」欄及び「家畜の所有者の連絡先」欄を記載すること。ただし、家畜の所有者以外に家畜伝染病予防法第3条の管理者がある場合、もしくは法人の場合にあっては、家畜の所有者に代わり管理者もしくは法人の情報を記載すること。
 - 3 家畜の所有者及び家畜伝染病予防法第3条の管理者が自ら飼養衛生管理者となる場合は、「飼養衛生管理者の氏名」欄に「同上」と記載し、「飼養衛生管理者の住所」、「飼養衛生管理者の連絡先」の記載は不要。
 - 4 衛生管理区域ごとに「飼養衛生管理者の氏名」欄、「飼養衛生管理者の住所」欄、「飼養衛生管理者の連絡先」欄及び「飼養衛生管理者が管理する衛生管理区域の住所」欄をそれぞれ記載すること。その際、飼養衛生管理者が複数の場合は、本様式の1. 基本情報の該当欄に飼養衛生管理者を代表する者の情報を記載し、その他の飼養衛生管理者の情報については、(ウ)ー2の1ー2. その他の飼養衛生管理者の欄に記載すること。なお、飼養衛生管理者が1人の場合は(ウ)ー2の提出は必要ない。
 - 5 2月1日時点で、同日前に家畜の出荷又は移動を行い、飼養頭羽数が通常よりも相当変動した場合は、通常飼養している頭羽数を記載すること。
 - 6 報告いただいた家畜の所有者の氏名又は名称及び連絡先並びに飼養衛生管理者の氏名及び連絡先については、家畜衛生に関する情報の迅速な共有等を目的として、農林水産省に共有します。また、法令に基づき農林水産省から家畜の所有者に関する情報についての報告を求められた場合には、報告いただいた内容の全部又は一部を同省に提供することがあります。
 - 7 報告いただいた内容のうち、家畜伝染病予防法施行規則第21条の6で定める事項については、家畜伝染病予防法第12条の4の2の規定に基づき、都道府県から当該家畜の所在地を管轄する市町村へ通知いたします。
 - 8 次の頭羽数よりも多くの家畜を飼養している場合、飼養衛生管理基準の遵守状況等、その他の資料も確認・添付が必要です。
 - (1) 牛・水牛・馬の場合 1頭
 - (2) 鹿・めん羊・山羊・豚・いのししの場合 6頭未満
 - (3) 鶏・あひる・うすら・きじ・ほろほろ鳥・七面鳥の場合 100羽未満
 - (4) だちょうの場合 10羽未満